

「5-1. ポール側面衝突基準 (UN-R135 関係)」

● 適用範囲

- 車両総重量 3.5 トン以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）
- 車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって以下の自動車
 - ✓ 前車軸中心から運転者席への角度（ α ）が 22.0 度より小さいもの（図 1）
 - ✓ 運転者席から後車軸中心までの距離（B）と運転者席から前車軸中心までの距離（A）の比が 1.30 より小さいもの（図 2）

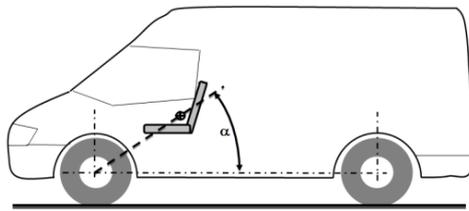


図 1

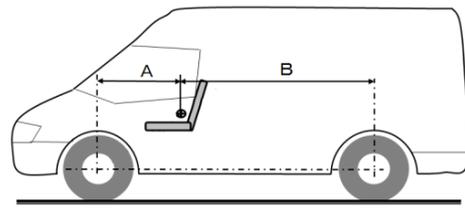


図 2

● 改正概要

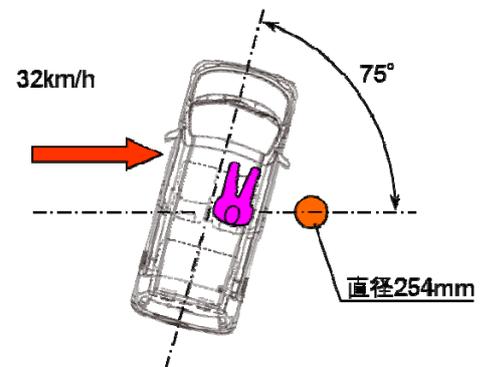
- 車幅 1.5m 以下の自動車の衝突試験速度を 26km/h から 32km/h に引き上げます。

● 改正時期

平成 28 年 1 月 (予定)

● 適用時期

新型車：平成 35 年 1 月 20 日以降認可取得車 (予定)



<参考：衝突試験速度>

	平成 30 年 6 月	平成 35 年 1 月
(1) 車幅 1.5m 以下の自動車 (軽自動車)	26km/h	32km/h
(2) (1) 以外の自動車	32km/h	32km/h

※新型車に対して適用